

令和7年度 当麻町水道事業水質検査計画



膜ろ過装置

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠であり、水道の水質管理の中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めたものです。

上 川 郡 当 麻 町

1.基本方針

(1) 採水地点

水道法で義務づけられている水質検査は、水源から給水栓（蛇口）までの水質状況を把握するため、定期的に代表的な場所の給水栓で採水して検査を行います。

(2) 検査項目

検査項目は水道法で義務づけられている水質基準項目、水質管理目標設定項目及び適切な維持管理を行うための水質検査を独自に設定し検査を行います。

2.水道事業の概要

給水状況

内 容	事 業 状 況
計画給水人口	6,040 人
現在給水人口	5,634 人 （令和 5 年度末実績）
計画 1 日最大給水量	3,560m ³
1 日平均給水量	2,227m ³ （令和 5 年度末実績）
水源名称・種別	石狩川水系石狩川伏流水 （伏流水・地下水）
浄水方法	膜ろ過方式
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム

3.水源、原水及び水道水の状況

(1) 水源の状況

（ア）降雨や融雪による石狩川の増水時に濁度が上昇することがあります。

（イ）河川上流や水源地域には科学物質などを排出する工場等はありませんが、水源地域は稲作地帯であり窒素肥料の使用による硝酸性窒素の上昇が懸念されます。

（ウ）渇水期（冬季）に地下水位（水量）の低下が発生します。

(2) 原水

現在までの水質の状況はおおむね良好な状態ですが、クリプトスポリジウム・ジアルシアの汚染の恐れを判断する指標菌（大腸菌）が検出されることがあります。

(3) 水道水（浄水）

現在までの水質の状況はおおむね良好で、水質基準を大幅に下回っており良質な水であるといえます。

4.水質検査項目及び検査頻度

(1) 水道水の水質検査項目と検査頻度

過去の水質検査の結果、多数項目で基準値の 1/10 以下を維持し、1 回/3 年に検査回数を減じることができますが、安全確認のため次の頻度で検査を行います。

（ア）全項目検査

法令に基づく水質基準項目検査、基 1～基 51 を年 1 回行います。

(イ) 一般検査

法令に基づく水質基準項目検査、基 1、基 2、基 38、基 46～基 51 を年 12 回
行います。(上記(ア)の検査を含める。)

(ウ) 消毒副生成物検査

法令に基づく水質基準項目検査、基 10、基 21～基 31 を年 4 回行います。(上
記(ア)の検査を含める。)

(エ) 臭気物質検査

法令に基づく水質基準項目検査、基 42 及び基 43 を水温の上昇時期を選定し、
年 4 回行います。

(オ) 基準値の 1/5 超過検査

法令に基づく水質基準項目検査、基 11 を水質状況の判断及び安全確認のため、
年 4 回行います。(上記(ア)の検査を含める。)

法令に基づく水質基準項目検査、基 39 及び基 40 を年 4 回行います。(上記(ア)
の検査を含める。)

(2) 水道水の水質管理目標設定項目検査

水質管理目標設定項目については、使用する機材、薬品及び水源種別の場合等に
ついて、着目すべき点から項目を選定し検査を行います。

水質管理目標設定項目、目 1～目 3、目 5、目 8～目 10、目 12～目 15、目 19
～目 23、目 27～目 29、目 31 の検査を行い、知見を集積して今後の水質管理に
反映していきます。

(3) 原水の水質検査項目と検査頻度

(ア) 全項目検査

法令に基づく水質基準項目検査、基 21～基 31、基 48 を除く 39 項目を年 1 回
行います。

(イ) 一般検査

法令に基づく水質基準項目検査、基 1、基 2、基 38、基 46、基 47、基 49～
基 51 を年 4 回行います。(上記(ア)の検査を含める。)

(ウ) 指標菌検査

「水道におけるクリプトスポリジウム対策指針」の判断基準に基づき指標菌（大
腸菌及び嫌気性芽胞菌）の定量検査を年 1 回行います。

(4) 独自項目

(ア) 侵食性遊離炭酸検査

水質の性状確認のため原水及び浄水で年 6 回行います。

(イ) クリプトスポリジウム及びジアルジア検査

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」の判断基準に基づき、クリプ
トスポリジウム及びジアルジア検査を年 1 回以上実施し、水質の監視を行います。

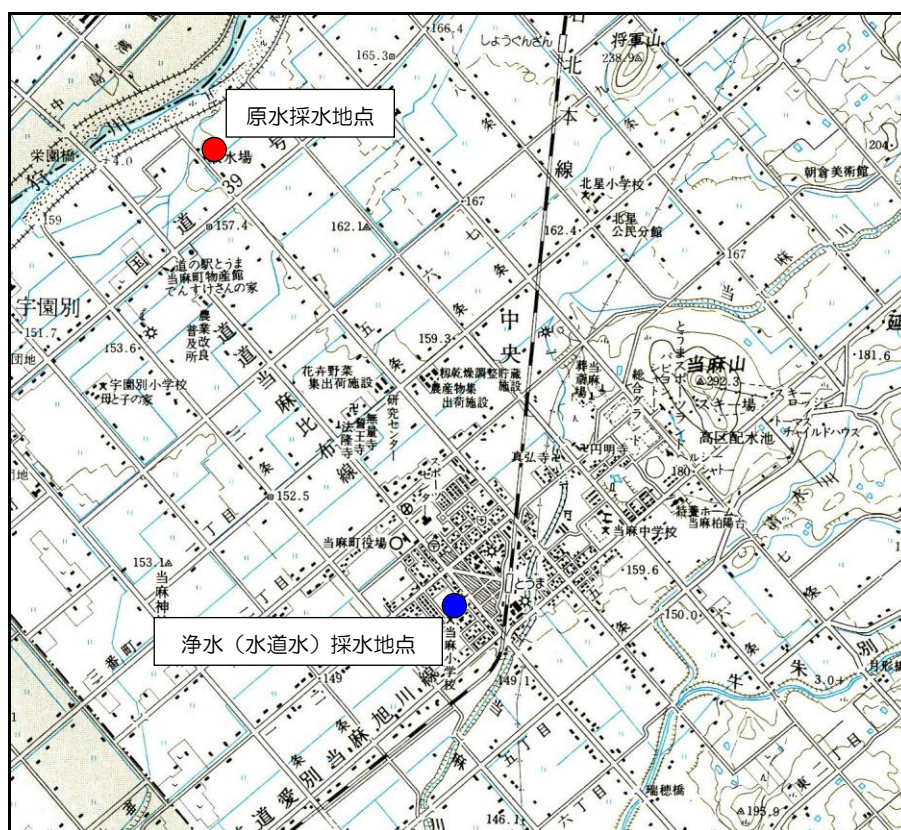
5.採水地点

(1) 基本的な採水地点は、水源から蛇口までの代表的な場所の給水栓で、給配水設備の状況や施設の利用目的等を考慮し選定いたします。

【採水場所の選定】

種 別	採水場所	選定の理由
原 水	宇園別取水場	伏流水と地下水のブレンド地点であり、原水状況の把握に適している。
浄 水 (水道水)	当麻町給食センター	町中央部に位置し、浄水状況の把握に適している。

【検査試料の採水位置】



6.臨時の水質検査

水源等で次のような水質の変化があった場合に臨時の水質検査を行います。

- (ア) 原因不明の臭気、着色及び濁りが生じるなど水質が著しく変化したとき。
- (イ) 水源に異常があったとき。(多数の魚が死んで浮上があるとき)
- (ウ) 水源付近及び給水区域において、消化器系感染症が流行したとき。
- (エ) 浄水過程に異常をきたしたとき。
- (オ) 工事等により、水道施設が汚染された恐れがあるとき。
- (カ) その他特に必要があると認められるとき。

7.水質検査の方法等

- (ア) 毎日行う水質検査の色、濁り、残留塩素測定は、町職員又は受託者が1日1回行います。
- (イ) 検査試料は当麻町が採水し、運搬は検査機関が行います。
- (ウ) 水質検査の方法は国が定めた水道水の検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等)により行い、試料の採水後12時間以内に水質検査に着手します。

8.委託機関

水道法第20条第3項の規定に基づく国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関において次の検査機関に委託いたします。

《検査機関》

水道法第20条登録水質検査機関

札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号

一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

TEL 011-824-1348・FAX 011-824-1627

9.その他

(1) 関係者との連携について

水源周辺で水質事故が発生した場合は、保健所、水質検査委託先及び近隣市町と連携し、現場調査並びに水質検査を行い早期復旧に努めます。

(2) 水道情報について

水道整備・管理のうち水質・衛生以外については、国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply_sewerage/index.html

水質基準の策定、水道整備・管理のうち水質・衛生については、環境省ホームページ

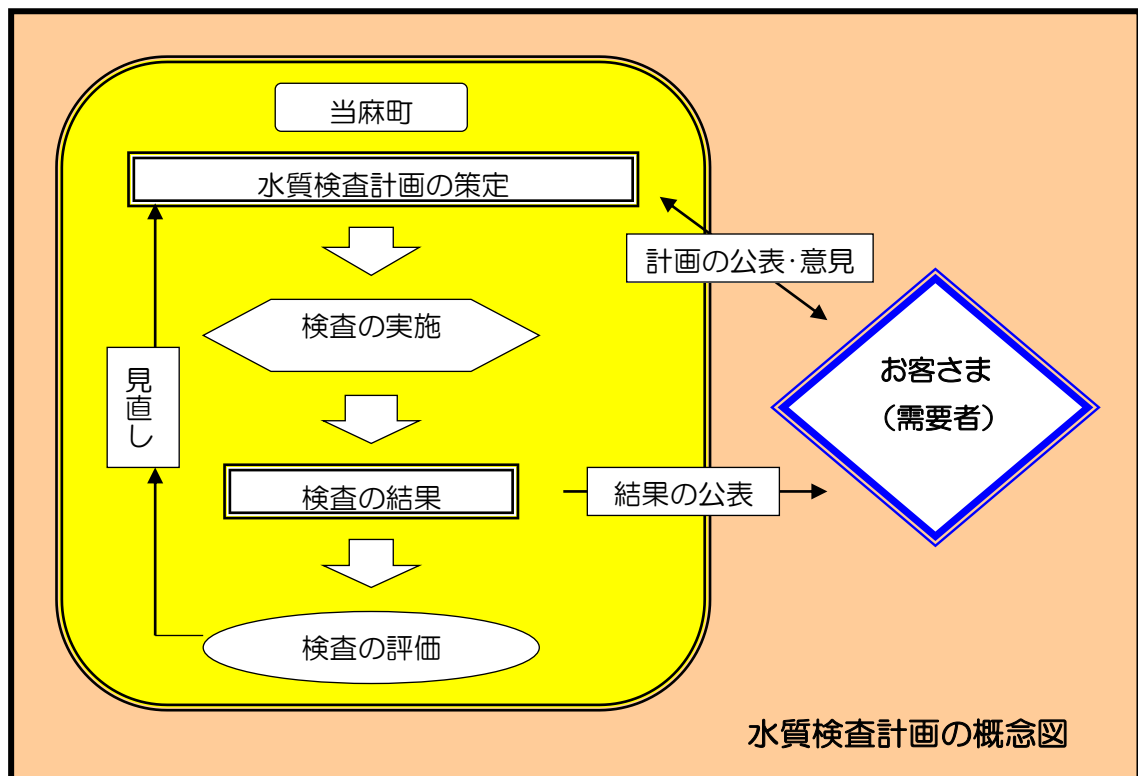
<https://www.env.go.jp/water/>

で確認できます。

※水道対策は、令和6年4月1日より、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されました。

10.水質検査計画及び検査結果の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は当麻町役場ホームページ
<http://www.town.tohma.hokkaido.jp> で公開いたします。



水質検査実施

区 分	番号	項 目	基準値	過去3年間 最高値	基準値の			評価 回数	実施 計画 回数	法定 検査 頻度	検査回数 の減
					1/5 以上	1/5 以下	1/10 以下				
健康に関する項目	病原微	基1 一般細菌	100個/ml以下	1	-	-	-	1回/月	12回	月1回	省略不可
		基2 大腸菌	検出されない	不検出	-	-	-	1回/月	12回		
	金属類	基3 カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003			○	1回/3年	1回	3ヶ月に1回以上	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。※1
		基4 水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			○	1回/3年	1回		
		基5 セレン及びその化合物	0.01	<0.001			○	1回/3年	1回		
		基6 鉛及びその化合物	0.01	<0.001			○	1回/3年	1回		
		基7 ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001			○	1回/3年	1回		
		基8 六価クロム化合物	0.02	<0.002			○	1回/3年	1回		
		基9 亜硝酸態窒素	0.04	<0.004			○	1回/3年	1回		
	無機物	基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	4.56	○			4回/年	4回		
		基12 フッ素及びその化合物	0.8	<0.05			○	1回/3年	1回		
		基13 ホウ素及びその化合物	1	<0.02			○	1回/3年	1回		
	有機物	基14 四塩化炭素	0.002	<0.0002			○	1回/3年	1回		
		基15 1,4-シオキサン	0.05	<0.005			○	1回/3年	1回		
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001			○	1回/3年	1回		
		基17 ジクロロメタン	0.02	<0.001			○	1回/3年	1回		
		基18 テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005			○	1回/3年	1回		
		基19 トリクロロエチレン	0.01	<0.0005			○	1回/3年	1回		
		基20 ベンゼン	0.01	<0.001			○	1回/3年	1回		
	消毒剤・消毒副生成物	基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	-	-	-	4回/年	4回		省略不可
		基21 塩素酸	0.6	0.07	-	-	-	4回/年	4回		
		基22 クロロ酢酸	0.02	<0.002	-	-	-	4回/年	4回		
		基23 クロロホルム	0.06	0.002	-	-	-	4回/年	4回		
		基24 ジクロロ酢酸	0.03	0.001	-	-	-	4回/年	4回		
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1	0.002	-	-	-	4回/年	4回		
		基26 臭素酸	0.01	<0.001	-	-	-	4回/年	4回		
		基27 総トリハロメタン	0.1	0.006	-	-	-	4回/年	4回		
		基28 トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	-	-	-	4回/年	4回		
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03	0.002	-	-	-	4回/年	4回		
		基30 ブロモホルム	0.09	0.001	-	-	-	4回/年	4回		
		基31 ホルムアルデヒド	0.08	<0.003	-	-	-	4回/年	4回		
性状に関する項目	金属類	基32 亜鉛及びその化合物	1	0.004			○	1回/3年	1回	3ヶ月に1回以上	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。※1
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02		○		1回/年	1回		
		基34 鉄及びその化合物	0.3	<0.01			○	1回/3年	1回		
		基35 銅及びその化合物	1	0.010			○	1回/3年	1回		
		基36 ナトリウム及びその化合物	200	7.0			○	1回/3年	1回		
	無機物	基37 マンガン及びその化合物	0.05	<0.001			○	1回/3年	1回		
		基39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	83.3	○			4回/年	4回		
		基40 蒸発残留物	500	160	○			4回/年	4回		
	有機物	基41 陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			○	1回/3年	1回		
		基44 非イオン界面活性剤	0.02	<0.002			○	1回/3年	1回		
		基45 フェノール類	0.005	<0.0005			○	1回/3年	1回		
		基42 ジェオスミン	0.00001	<0.000001			○	藻類の発生期	4回	月1回以上	藻類発生時期に月1回
		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001			○		4回		
	その他	基38 塩化物イオン	200	10.2	-	-	-	1回/月	12回	月1回以上	連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては3ヶ月に1回以上とすることができる。
		基46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	0.8	-	-	-	1回/月	12回		
		基47 pH値	5.8～8.6	7.2-7.0	-	-	-	1回/月	12回		
		基48 味	異常でない	異常なし	-	-	-	1回/月	12回		
		基49 臭気	異常でない	異常なし	-	-	-	1回/月	12回		
		基50 色度	5	<1	-	-	-	1回/月	12回		
		基51 濁度	2	<0.1	-	-	-	1回/月	12回		

※1 水源の水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合、過去3年間の検査結果が水質基準の5分の1以下であるときは概ね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が水質基準の10分の1以下であるときは概ね3年に1回以上とすることが出来る。

水質基準項目（浄水）

番号	項 目	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去3年間 最高値
基1	一般細菌	100/ml以下	0	1	0	1
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム及びその化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4.56	3.40	4.13	4.56
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06	<0.06	0.07	0.07
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.002	<0.001	0.001	0.002
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.001	<0.001	<0.002	0.001
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.006	0.003	0.004	0.006
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.002	0.001	0.002	0.002
基30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.001	0.001	0.001	0.001
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	0.003	0.004	<0.01	0.004
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0.010	0.006	<0.01	0.010
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.0	6.3	6.3	7.0
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	10.2	8.3	8.3	10.2
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	83.3	70.5	74.1	83.3
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	160	143	143	160
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.7	0.8	0.7	0.8
基47	pH値	5.8以上～8.6以下	7.1-7.0	7.2-7.0	7.2-7.0	7.2-7.0
基48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

目標設定項目

番号	項 目	目 標 値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去3年間の 最高値
目1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.002	<0.002
目2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 暫定	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
目3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
目4	削除 ※1					
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
目6	削除 ※1					
目7	削除 ※1					
目8	トルエン	0.4mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
目10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
目11	削除 ※2					
目12	二酸化塩素※3	0.6mg/L以下				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 暫定	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
目14	抱水クロラル	0.02mg/L以下 暫定	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
目15	農薬類(ベンゾピシクロン等) ※4	1以下※5	<0.0001	<0.0001	<1	<1
目16	残留塩素 ※6	1mg/L以下				
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100mg/L以下				
目18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下				
目19	遊離炭酸	20mg/L以下	6.0	8.4	10.7	10.7
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
目21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	1.4	1.3	1.0	1.4
目23	臭気強度(TON)	3以下	<1	<1	<1	<1
目24	蒸発残留物	30以上200mg/L以下				
目25	濁度	1度以下				
目26	pH値	7.5程度				
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上、極力0	-2.0	-1.7	-1.4	-2.0
目28	従属栄養細菌	集落数2000以下 暫定	3	0	0	3
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下				
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS・PFOAの和として0.00005mg/L以下 暫定			0.000010	0.000010

○網掛けは水質基準と重複した項目です。

※1 水質管理目標設定項目から削除されました。

※2 水質基準項目へ移行しました。

※3 二酸化塩素は消毒剤に使用していないため検査は実施しません。

※4 農薬類は町内で多く使用されている農薬の主成分「ベンゾピシクロン」外8種を検査します。

※5 農薬の検出値と目標値の総和で、単位ではありません。

※6 目16の「残留塩素」は自動計測器にて連続測定を行います。

毎日行う検査

	項 目	評 価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1以上

水質基準項目（原水）

番号	項 目	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去3年間 最高値
基1	一般細菌	100/ml以下	12	10	15	15
基2	大腸菌	検出されないこと	検出	不検出	検出	検出
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	0.002	0.002
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム及びその化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4.62	3.43	2.30	4.62
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	0.002	0.002	0.020	0.020
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	<0.01	<0.01	0.01	0.010
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.01	<0.01	0.02	0.02
基35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0.019	0.019	0.030	0.030
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	5.1	5.5	5.8	5.8
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.5	7.1	7.1	8.5
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	43.0	58.4	64.5	64.5
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	97	117	119	119
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	2.1	0.7	0.6	2.1
基47	pH値	5.8以上～8.6以下	6.5-6.1	6.3-6.2	6.4-6.3	6.5-6.1
基48	味※1					
基49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度以下	<1	<1	1	1
基51	濁度	2度以下	<0.1	0.2	0.3	0
指標菌	大腸菌（定量）	水質基準なし	0	0	1	1
	嫌気性芽胞菌（定量）	水質基準なし	0	0	0	0

独自	侵食性遊離炭酸	水質基準なし	54.6	52.0	55.2	55.2
	クリプトスポリジウム	水質基準なし	0	0	0	0
	シアアルジア	水質基準なし	0	0	0	0

※1 原水（減菌処理前）のため味の検査は未実施